平成２１年（フ）第２９８号
埼玉県熊谷市拾六間788番地38
債務者　鈴木ひろ子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３８２号
埼玉県熊谷市西野418番地10
債務者　長谷川みどり
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４１１号
埼玉県熊谷市久下３丁目192番地　シティホームズ行田弐番館501
債務者　新井　　猛
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４１２号
埼玉県熊谷市宮前町２丁目92番地
債務者　沼　　義博
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４１４号
埼玉県熊谷市久保島821番地１
債務者　金井　孝一
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４１９号
埼玉県熊谷市月見町１丁目127番地７
債務者　武藤三千代
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４８５号
新潟県新潟市中央区近江２丁目10番８号　第一近江ビル401号
債務者　永田　葉子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８９号
新潟県新潟市東区寺山１丁目20番37号
債務者　大村　三郎
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０２号
新潟県新潟市中央区美の里７番11号
債務者　宮島　宏和
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０３号
新潟県燕市高木1243番地
債務者　星野江利子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８０号
金沢市横川２丁目92番地　ハイツひじり201号室
債務者　橋本　和美
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４０１号
金沢市久安６丁目176番地３　ベラカーサ二万堂201、従前の住所石川県加賀市山中温泉菅谷町ロ72番地１、従前々の住所金沢市粟崎町３丁目169番地１　市営住宅８棟304号
債務者　宮村外志江
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４１４号
石川県石川郡野々市町下林４丁目605番地
債務者　黒津　卓哉
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４３７号
金沢市西金沢５丁目325番地　ウエスト・アミューズ300号室、従前の住所金沢市八日市３丁目424番地
債務者　小山　　旭
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４４９号
石川県白山市千代野西４丁目11番地３
債務者　作田　義子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４８０号
石川県石川郡野々市町本町５丁目６番47号、従前の住所金沢市中村町14番12号
債務者　杉山　博之
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５０５号
金沢市菊川１丁目12番８号　朝日プラザ菊川405号、従前の住所石川県かほく市夏栗リ167番地
債務者　上本　正裕
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５３号
福井県敦賀市市野々18号６番地市野々町１丁目
債務者　花田　美香
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福井地方裁判所敦賀支部